

くまもと県南フードバレー推進協議会 会則

(名称)

第1条 この会は、くまもと県南フードバレー推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、八代、水俣・芦北、人吉・球磨地域（以下「県南地域」という。）の農林水産業や商工業者、関係団体、県及び関係市町村等の関係者相互の情報共有や連携体制を構築し、「食」に関連したネットワークの形成を図るとともに、くまもと県南フードバレー構想の総合窓口として、生産物や技術、人材、さらには生産から加工、流通及び販売までの幅広い情報提供を行い、フードバレーを支える幅広い人材の育成等を支援することを目的とする。

(会員)

第3条 協議会の会員として、正会員と準会員を置く。

2 協議会の目的に賛同し、主体的に事業へ参加する次の者を正会員とする。

- (1) 県南地域の農林水産業者（個人農家、農業法人など）、県南地域に事業所を持つ商工業者
- (2) 県南地域の農林水産団体、商工団体
- (3) 県南地域の試験研究機関、教育機関
- (4) 県及び県南地域の市町村
- (5) その他、協議会が適当と認める団体等

3 協議会の目的に賛同し、正会員と連携しながら協議会事業に協力する次の者を準会員とする。

- (1) 県南地域外の農林水産業者、商工業者及び試験研究機関等で、正会員との取引や連携した事業を行っている、又は取引や連携した事業を検討している者。
- (2) その他、協議会が適当と認める団体等

(入会)

第4条 会員になろうとする者は、別に定める入会申込書（様式第1号）を会長に提出し、企画・運営委員会の承認を得なければならない。

(入会資格)

第5条 次のいずれかに該当する者は、会員となることができない。

- (1) 熊本県暴力団排除条例（以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 条例第2条第4号に規定する暴力団密接関係者
- (3) 条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者に対し、金品その他の財産上の利益を供与する者

2 入会后、上記事項に抵触することが判明した場合は入会を取り消すものとする。

(退会)

第6条 会員は、退会しようとするときは、別に定める退会届（様式第2号）を会長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、会員が第3条第2項及び第3項に該当しなくなったとき又は協議会が行う調査等により事業の実態がないと協議会が判断した場合には、退会したものとみなす。

(会員の除名)

第7条 会員が協議会の名誉を傷つけ、又は協議会の目的に反する行為のあったときは、企画・運営委員会の議決を以てこれを除名することができる。

2 協議会は、会員が第5条第1項第1号から第3号に該当する事実が生じたときは、これを除名する。

(事業)

第8条 協議会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) ネットワークの形成
- (2) 人材の育成
- (3) 情報の共有・発信
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

(役員)

第9条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 理事 16名
- (4) 監事 2名

2 会長、副会長及び理事は、理事会において協議会負担金を拠出する正会員から選出する。

3 監事については、理事会において正会員から選出する。

4 会長、副会長は、理事を兼ねることができる。

5 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員の職務)

第10条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは会長の職務を代行する。

3 監事は、協議会の事業及び会計の執行状況を監査する。

4 理事は、理事会を構成し、本会則に定める事項を審議し決定する。

(役員の任期)

第 11 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選出された役員は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、引き続き前任者がその職務を行う。

(会議)

第 12 条 協議会の会議は、理事会及び企画・運営委員会とする。

(理事会)

第 13 条 理事会は、次の事項を審議する。

(1) 運営方針に関する事項

(2) 事業計画及び事業報告に関する事項

(3) 収支予算及び収支決算に関する事項

(4) 役員の選任及び解任に関する事項

(5) 会則の改正に関する事項

(6) その他重要な事項

2 理事会は、協議会の役員で構成する。ただし、監事は議決権を有しない。

3 理事会は、年 1 回開催する。ただし、会長が必要と認めるとき、又は、企画・運営委員会が開催を会長に要請したときは、臨時理事会を開催することができる。なお、理事会及び臨時理事会は書面によって評決することができるものとし、書面において評決した理事は、理事会及び臨時理事会に出席したものとみなす。

4 理事会は会長が招集し、会長を議長とする。

5 理事会は、議決権を有する構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。
ただし、委任状を提出した場合は、出席したものとみなす。

6 議事は、議決権を有する出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専決処分)

第 14 条 会長において理事会を招集する暇がないと認めるときは、会長は、第 13 条第 1 項各号に掲げる事項を専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、会長は、次の理事会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

(企画・運営委員会)

第 15 条 企画・運営委員会は、次の事項を審議する。

(1) 事業の企画立案に関する事項

(2) 研究課題の決定に関する事項

(3) 事業参加負担金の賦課に関する事項

- (4) 臨時理事会の開催に関する事項
- (5) 入会申請、会員の除名に関する事項
- (6) 理事会の議決を要しない協議会の事業執行に関する事項
- (7) その他、理事会が指定する事項

- 2 企画・運営委員会は、理事会が指定する者で構成する。
- 3 委員の互選により、委員長を選出する。
- 4 委員長は、企画・運営委員会を招集し、主宰する。
- 5 企画・運営委員会は、委員の過半数の出席により成立し、議事は出席した委員の過半数の同意をもって決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 6 企画・運営委員会は、書面によって評決することができるものとする。
また、書面によって評決する企画・運営委員会において評決した委員は、企画・運営委員会に出席したものとみなす。
- 7 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 8 委員は、任期が終了した場合においても、後任者が就任するまでは、引き続き前任者がその職務を行う。

(事務局)

- 第16条 協議会の事務を処理するため、熊本県農林水産部農業研究センターアグリシステム総合研究所フードバレー推進室に事務局を置く。
- 2 事務局に関し必要な事項は別に定める。

(負担金)

- 第17条 協議会は、その活動のために必要な費用を、会員に負担金として賦課することができる。
- 2 負担金は、協議会負担金及び事業参加負担金とする。

(協議会負担金)

- 第18条 協議会運営に要する経費を協議会負担金とし、毎年度、県南地域の市町村と県に賦課する。
- 2 協議会負担金は、県南地域の市町村と県において折半して負担する。
 - 3 県南地域の市町村の負担割合は、県南地域の市町村で負担する額の10%を均等割、90%を人口割とする。

(事業参加負担金)

- 第19条 事業参加負担金は、企画・運営委員会において負担金を賦課する事業を選定し、当該事業に参加する者に賦課する。
- 2 負担金額は、企画・運営委員会において決定する。

(負担金の返還)

第 20 条 協議会は、第 6 条の規定に基づく会員の退会及び第 7 条の規定に基づく会員の除名に際し、既に納入された負担金を返還しない。

(予算)

第 21 条 協議会の歳入歳出予算（以下「予算」という。）は、会員からの負担金、繰越金及びその他の収入を歳入とし、協議会の事務に要する経費を歳出とする。

2 協議会の収入及び支出の手続きは、熊本県の例によるものとする。

3 会長は、毎会計年度予算を調製し、理事会の決定を経なければならない。

4 協議会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(出納)

第 22 条 協議会の出納は、会長が行う。

2 会長は、協議会の事務局の職員のうちから出納員を任命する。

3 前項に規定する出納員は、会長の命を受け、協議会の会計事務を掌理する。

(決算)

第 23 条 会長は、毎会計年度終了後協議会の決算を調製し、理事会の認定を受けなければならない。

(監査)

第 24 条 第 9 条第 1 項第 4 号に定める監事は、毎会計年度の決算を審査し、理事会において監査の結果を報告しなければならない。

(補則)

第 25 条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

1 この会則は、平成 25 年 7 月 30 日から施行する。

(初年度における役員及び委員の任期)

2 初年度における役員及び委員の任期は、平成 26 年 3 月 31 日までとする。ただし、後任者が就任するまでは、引き続き前任者がその職務を行う。

(初年度における入会)

3 第 4 条にかかわらず、協議会設立の日までにくまもと県南フードバレー推進協議会設立発起人会（以下「発起人会」という。）からの文書照会等に対して参加する旨の回答を行った農林水産業者、商工業者、関連機関及び市町村等は、発起人会による承認後、協議会の設立の日をもって会員とする。

附則

この会則は、平成２８年６月２７日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。

附則

この会則は、平成２９年６月２日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。

附則

この会則は、令和２年５月２１日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附則

この会則は、令和６年７月１２日から施行する。